

# 京都市地域・多文化交流 ネットワークサロン通信

発行日 2019年3月31日 編集・発行 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン 第29号

## ひかりの広場

昨年11月、市の〈京都駅東南部エリア活性化方針の推進～文化芸術と若者を基軸とした新たなまちづくり推進事業～〉として、マンモス団地跡地を人が集う広場にする試み〈ひかりの広場〉を企画・運営しました。知り合ったばかりの皆さんと準備に奔走した初夏から秋、クローバー模様が虹色に輝いた瞬間を鮮明に思い出します。食べ物屋台をはじめ、さまざまな知恵と思いをつないでくださった皆さんへの感謝とともに、皆さんとつくった大きな喜びは、ぜひ続編開催へとつなぎたいと思っています。

長い間芸術と関わってきた中で、ある人の「芸術家はもろい存在だからこそ社会に必要である」という言葉に頼ってきました。それは、周囲の若い芸術家たちそのものの姿だし、彼らが生きられる社会が成熟した社会なのではないかと思い、彼らが生き延びる方法をさまざまに模索してきたからです。が、芸術自体に答えがないように、社会と芸術についての課題はいつも満載です。ですから、〈ひかりの広場〉をつうじて、東九条のまちに、はじめから、個々にもろい存在の芸術家を受け入れる用意があったということには、とても驚きました。難しく考えるのではなく、人と人が創造や創意工夫を分かち合うときに、社会は成熟に向かうのだと信じることができました。それは、もとより、私自身が生きる価値を最大限に見出すためでもあるのです。新たなまちづくりというときに、まちの誇りを先々へつなげていくこと、芸術という概念や芸術家がなにがしかの外からの力によってまちの過去の浄化に使われないように頑張ること、を密かに決意した次第です。

さて、マンモス団地跡には、思い出に白いクローバー模様をいくつか残してきましたが、実は、超京都のメンバーやお手伝いの人々と、ほんもののクローバーの種も蒔いてきたのです。冬の間鳥たちが食べたかもしれないけれど春になってクローバー畑が出現しないかなと、春の雨を眺めながら楽しい想像をしています。(松尾恵 芸術計画 超京都代表)



「ひかりの広場」を走りまわる子どもたち。 撮影：牧野和馬

崇仁の歴史（後編）—前川修（京都市地域・多文化交流ネットワークサロン所長）

東九条マダン実行委員会学習会（2018年3月17日）の記録より

※前編はネットワークサロン通信28号に掲載しています。

東九条への移住

これはもう少し後の1915年（大正14年）のもので（史料1）。元々の六条村の範囲と元々の銭座村の範囲の周りに家がたくさん建っていることがわかります。真ん中辺には崇仁小学校の元にな



(史料1)

る柳原小学校もできています。東九条は何もない、竹田街道に東九条村の本村があつて、徐々に人家が増えていっている様子わかります。1925年の都市計画基本図では、銭座村の南側の東九条山王町や岩本町でも家が建ち並び始めたことがわかります。高瀬川は今の流路とは違っていますし、北河原町は徐々に人が増えていっていることがわかります。Books×Coffee Sol.（東九条西岩本町）の隣に常楽寺がありますが、常楽寺が移転をした大正3年12月の史料があります（史料2-1）（史料2-2）。常楽寺は崇仁にあったのですが、鉄道が敷かれて境内地の三分の二が

（史料2-1）

〔安藤〕  
 「移転改築願書」  
 大正参年拾貳月貳拾五日 紀伊郡東九条村長田中謙（印）  
 移転改築願  
 京都府紀伊郡柳原町字八条上西第五百九番戸  
 真宗大谷派末 浄栄寺  
 右寺境内地、今般鉄道拡張の為参分の貳已上買取に罹り、  
 残地狭隘にして、堂宇等建設するも法要は勿論布教上に  
 対して大に不便を感じ居候処、我檀家浅野なを所有地同  
 郡東九条村字岩ヶ下拾参番地ノ宅、同寺へ寄附せられ候  
 に付ては、檀家協議之上、該地へ移転致度候間、何卒願  
 意御許可相成度、尤も売却金の義は建築工事に充用仕  
 度、別紙管長副申書并に図面書其他書類相添、此段願上  
 候也。

(史料2-1)

（史料2-2）

京都府知事大森鐘一殿  
 大正三年十二月廿五日  
 右寺住職 岡本智証（印）  
 京都府紀伊郡柳原町字小稻荷  
 貳拾八番地 願教寺住職  
 法類總代村上信順（印）  
 全府全部東九条村字岩ヶ下  
 参百参拾参番戸 浅野政蔵（印）  
 檀家總代  
 全府全部柳原町八条上  
 五百貳拾参番戸 山田市助（印）  
 全 九番地 所八条坊門上  
 全 亀井庄太郎（印）  
 閑唱寺住職  
 山城国第一副組長 藤井 護（印）

(史料2-2)

買収されてしまったので、お寺の敷地が狭くなってしまったため、檀家の浅野なをさんが持っている土地、東九条岩ヶ下（今の岩本町）の土地をお寺に寄付するから移転したいと言うものです。この書類を出した檀家の方たちの中には、東九条を住所にしている方がいますから、単に東九条に土地を持っているだけでなく、すでに東九

条に住んでいるわけです。この時期、東九条の中に多くの崇仁の方が土地を持ち、住んでいたことがわかります。

また、この時期は日本が朝鮮を植民地支配した時代ですから、1935年に調査された「市内在住朝鮮出身者に関する調査」（史料3）には、東九条岩本町の人口1830人の中で、朝鮮人が564名います。30.82%ですから、今と同じくらいの割合が、戦前に住んでいたということです。他の東九条でも上殿田とか松ノ木町とか、柳ノ下など、今でも在日コリアンの多い地域に戦前から朝鮮出身者が住んでいたことがわかります。東七条川端町は崇仁の中で、215人の朝鮮出身者が住んでいました。崇仁にもたくさんの朝鮮出身者が住んでいました。

東九条の中に、朝鮮出身者がどれくらい住んでいたかは調査史料がありますからわかりますが、部落出身者がどれくらい住んでいたのかがわかる史料はありません。このため、聞き取りを手掛かりにするしかありません。

希望の家では、以前に『希望の家新聞』を発行していたのですが、地域の人々の聞き取りを掲載したことがあります。「就職にしても進学にしても地域的に負い目はあった。長男が山王学区（山王小）出てR中を受けたとき、筆記試験と面接があって、面接で『お父さんの仕事は何ですか？』と聞かれ『皮を運んでます』と答えた。その頃、皮の運搬もしてたんやけど、（差別されんのわかってんの）もうちょっと言い方があろうと思って『なんでよりによってそんなこと言うんや』と言ったのを覚えている。結局なんでか無事合格したんやけど。自分らは自分らで水平社のこととかも、心にあったしね」ということです。皮革の仕事は差別されることを語り、「水平社」

市内在住朝鮮出身者に関する調査(1937年1月)

町名	国勢調査(1935年)		朝鮮人			割合	
	世帯数	人口	戸数	世帯数	人口	世帯率	人口率
東九条岩本町	400	1,830	77	127	564	31.75	30.82
東九条上殿田町	824	3,354	40	64	260	7.77	7.75
東九条松ノ木町	276	1,311	40	74	312	26.81	23.80
東九条柳下町	354	1,600	27	48	248	13.56	15.50
東七条川端町	277	1,271	35	60	215	21.66	16.92

下京区東九条岩本町

河原町塩小路南へ約五丁京都駅南口東へ約四丁の地域である。地域面積約一千坪、周囲は何れも田畑空地である。

土地は平坦であるが湿地であり住宅地として不適當のものと思われる。家屋は瓦葺、トタン葺の木造平家建長屋が主であって棟数は二八、戸数は七三戸である。

建築年齢は約二三十年であるが相当荒廃している。一戸の大きさは大体四畳半及び三畳の二間であるが数世帯群居せるもの多く、その世帯数一二七、人員五六四人である。而して中乳幼児は一八八人、学齡児は九一人である。職業としては日雇、土工屑買、工場雑役等である。この地域は元一般住宅であったが朝鮮出身同胞が住み始め、又付近に内鮮融和団体が協助会なるアパートを建設せしより急激にその増加を見たのである。

(史料3)

とは、部落出身だと直接言わないで、隠語として「水平社」と言っているのです。

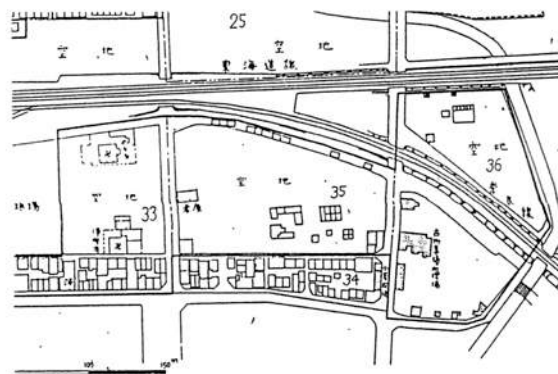
「九条いうたら外出たら、人に悪いように言われるて自分を卑下してしまう。娘の結婚の時も娘が『どうしよう、どうしよう』て言うてたけど、『自分とこは自分とこでええにや』と言うた。

『聞かれたらどうしよう』と卑下すんにやな。でも、相手の人も家の人も問い合わせなんかしはらへんかったし、ほんまに今回は感心した。そんなこと気にしはらへん優しいええ人や。こんなこともあるんやなと嬉しかった」。娘さんは、身元調査とか一切されないで結婚したということです。部落の中で聞き取りをすると結婚のことや結婚差別のことがたくさんたくさん出てくるのですが、東九条でも全く同じような話が出てくるわけです。

もう一人は男性ですが、「ここ（北河原町）に来たんがちょうど四十ぐらいの時やな。丹波で真面目に運動もしとったわな。道もつくったし。そら水平社侮辱反対運動やがな。水平社を侮辱したりバカにしたらあかん、同じ人間やないか、なんで分け隔てをすんのやという運動や。ほんで道でもな他のとこは全部きれいな道になつとんのに、うちの村だけが細いどろんこ道のままでほっとかれとるわけや。なんでや、どういうことや！ちゅうのでわしら二十代の青年が中心になって立ち上がった。そらもう大変やった。一步も引かんと頑張つて、激しい交渉もした。そのかいあって役所が動いて、舗装もされた広い道がでけたんや」という語りです。このような話が、東九条で聞き取りをすると、たくさんの方から出てきます。ネットワークサロンの事業で、東九条で聞き取りをして2冊の報告書を出しました。多くは在日1世、2世の方たちからの聞き取りなのですが、日本人も何人か載っていますが、部落と関係ある方たちが多くいます。このため、崇仁学区に近い山王学区には部落出身の方が多く住んでいることがわかります。

## マンモス団地の建設

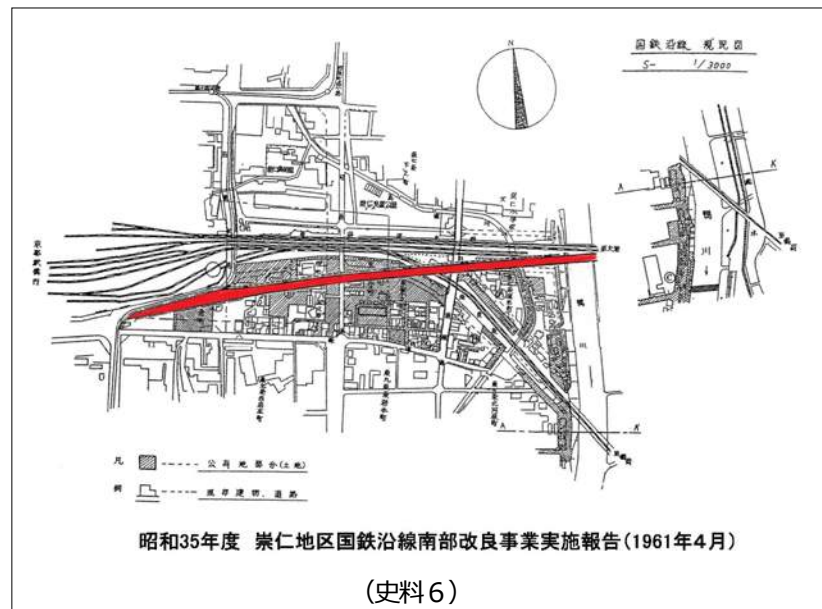
1951年の東海道線周辺の地図です（史料4）。左側が京都駅で、南北に空地があります。この空地は疎開地跡といって、戦中は、軍事施設や鉄道が爆撃の対象になるため、それらの周辺で



昭和26年不良住宅地区調査—東京・大阪・京都・名古屋・神戸（1952年8月）

（史料4）

建物疎開がおこなわれたのです。崇仁学区の東海道線の南北も同じように建物疎開がおこなわれ空地になっていたのです。この空地が、昭和28年度の調査の地図（史料5）では、南側に多くの家が立ち並んでいることがわかります。細かい字で、バラック、個人住宅と書き込まれています。行政が管理している土地なのですが、住むところがない方がここに家を建てて住み始めるということがありました。京都市は各同和地区の中に改良住宅を建てようとして、その用地として同和地区の中にある空地が利用されていきます。崇仁では疎開地跡にバラックが建っていますから、空地があっても改良住宅を建てられない状況があるわけです。「崇仁地区



区疎開跡整備事業計画」を立てて、疎開地跡からバラックを立ち退かそうとしますが、これがなかなか進まなかったわけです。1960年（昭和35年）の地図（史料6）では、南の部分は真っ黒になっていて、バラックがダーツと鴨川まで続いている状況になっています。このバラックの上を通るのが東海道新幹線です。1964年に東京オリンピックが開催されますが、東京オリンピックに合わせて日本が世界に発信したかったのは、この東海道新幹線です。国策として、世界一速い列車を作りたかったのです。新幹線を通すルートには、バラックが立ち並んでいるわけですから、住民に立ち退いてもらわなければならないわけです。国鉄は、立退き費用を全部出しますし、立ち退き先として東九条に北河原市営住宅（マンモス団地 史料7）を建設するのですが、費用は国鉄が出しました。現在、この北河原市営住宅は、建て替えて、ネットワークサロン（希望の

家)の上の東岩本市営住宅になっています。

### 東九条と崇仁を隔ててきたもの

東九条と崇仁を隔てたのは、同和対策事業だと私は考えています。先ほど説明した同和対策審議会答申(1965年8月)の中に、  
「同和問題は人類普遍の原理で



(史料7)

ある人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とも書かれています。同じような時期に、東九条ではたびたび火災が起こり、死者が出る状況だったために、市長自身が現地にも来て、調査も行われる中で、『京都市の実態認識及び方策方針』という文章が出ます。この中で、富井市長は、「東九条地区住民の生活上の実態は、憲法に規定する基本的人権並びに社会福祉にかかわる重要な社会問題である」と述べています。同和対策審議会答申の文章にとっても似ています。当然、富井市長は同和対策審議会答申を読んでいますし、東九条の問題を憲法に規定する基本的人権の問題なのだと説明をするわけです。富井市長時代、1967年に東九条四ヶ町と言われた地域の予備調査をし、さらに、朝日新聞では「東九条」というテーマで特集が組まれ、富井市長も座談会に出席して東九条の問題の重大性を語っています。そして、1968年に東九条地区の『予備調査報告書』が出され、1968年に本格調査が行われて、1969年9月に『東九条実態調査報告書』が出ます。着実に調査がおこなわれ、東九条対策がおこなわれると思われま。しかし、市長が船橋市長に変わって、1971年3月に『東九条地区社会福祉パイロットプラン』が作られますが、未定稿となってしまいます。作ったのはいいが、問題がありすぎて出せなかったのではないかと考えています。同和地区とスラムを対比して説明をおこないますが、スラムは東九条なのですがスラムに対する考え方は酷いのです。「不当な差別に対し、先祖代々耐えぬき、好むと好まざるとにかかわらず社会に抵抗することを余儀なくされているなかまという意識が育んだともいえる同和地区ちゅうたいに存在する社会的紐帯は、スラムにおいてはみることのできないものであり、同様に永年に亘る封じ込め政策の中で、同和地区に芽をふき、培われていった社会的秩序ないしは道徳的紐帯は、スラムにはなく、ましてみずから誇り得べき同和地区に伝わる伝統風俗習慣や、文化遺産というべきものの数かずは、かつてス

ラムに生まれたことはなかったし、今後も生まれ出ることには非常に困難なことである」と書かれています。さらに、「失業のかたちが類似し、貧困のかたちが類似しているにもかかわらず、さきほど記述したような基本的なちがいのかずかず。これら列挙した相違点の裏面そのものが、そのままスラム問題の特徴である。すなわち、社会的秩序の喪失、道徳的規範の欠如、地域の歴史とかわりの少ない存在、文化ないしは遺産との無縁、近隣との疎外性」と書かれています。同和地区と東九条を対比して、環境が悪いとか、職業が不安定であるとか、進学率が低いとか、同和地区の低位な実態と東九条が持っている低位な実態は類似しているが、本質的な類似を意味していないとします。同和地区は、誇るべき伝統風俗習慣があるが、東九条には文化遺産どころか社会的秩序や道徳的紐帯などは無いと断言されているわけです。このパイロットプランは未定稿で終わりますが、パイロットプランの内容は、京都市の方針だったと思います。何故かという、1965年の8月に同和对策審議会答申が出て、1969年には同和对策事業特別措置法が制定されて、全国の同和地区に対して事業を行っていくこととなります。このパイロットプランが出た時期は、丁度この時期なのです。同和对策を積極的に進めたい京都市にとって、東九条対策は邪魔な存在になってしまったのです。このため、京都市と差別的な学者の合作で、このパイロットプランが作成され、東九条対策は置き去りにされていくわけです。火事が何回もあり人命が失われ、地上げが起こる中でしか住宅が建たなかった歴史があるわけです。京都市と何回も交渉を重ね、「火事が出たら必ず人が死ぬじゃないか。当然、公営住宅建ててもええやないか」ということが住民からの声として出ますが、京都市は「東九条対策は同和对策を超えることはできません」ということをはっきり言われました。この根拠に、パイロットプランにあると思います。東九条の住民からは「崇仁はええよな」という声をよく聞きました。住宅が建ち、様々な整備がおこなわれ、手厚い同和对策があったからです。同じ様な状況にあるにもかかわらず、東九条には何にもなかったことが、東九条と崇仁の大きな隔たりを作ってしまったと思います。

### 柳原町唄と東九条マダン

東九条と崇仁学区を大きく分け隔ててきたものは同和对策ですが、今はない時代です。京都市が地域の全てのことをおこなう時代は終わりました。住民がおこなうべきことは、住民がしなければなりません。

玉置嘉之助さんという柳原小学校の校長が、明治の40年代くらいに作られた柳原町歌があります。柳原小学校の子どもたちに歌わせていた誇り高い歌です。

自分たちの町の産業や建物を紹介して、最後に、「遊びに来ませ四方の」と呼び掛けます。すごく差別のきつい時代に「どうぞどうぞ、色々な所から色々な人が柳原町に遊びに来て下さい」と自分たちの地域や文化伝統を誇り高く歌うわけです。東九条マダンの雰囲気は、この柳原町歌に似ているような気がします。

京都府柳原町歌

(一) やなぎわみどり  
 かものながれの  
 柳原てう  
 しちじよーえきの  
 こすーいちせん  
 戸数一ちせん  
 じんこーろくせん  
 人口六千

(二) とちせいさんの  
 はきものしゅこー  
 はなをむこーがけ  
 せったゆきぐつ  
 ぎんよーゆしゅつ  
 軍用輸出  
 いくじゅーまんに  
 幾十方

(三) さてはがくこー  
 ぎんこーそー  
 銀行倉庫  
 そのはんじよーも  
 其繁昌  
 なほもはげみて  
 尚ほ  
 きんとけんとの  
 勤さんとけんとの  
 みるのたため  
 知四為

(四) はなのかげさへ  
 さくらだをの  
 そのなをしらぬ  
 共名知  
 やなぎのけふる  
 つきのさえたる  
 あそびにきませ  
 遊そびにきませ

ふかくして  
 いろましぬ  
 わがまちわ  
 ひがしにて  
 ゆーごひやく  
 有五  
 はびやくよ  
 八百余  
 名だかきわ  
 かわざいく  
 げたおもて  
 くつかばん  
 そのがくは  
 のぼるなり  
 しよーひんかん  
 すいしやとー  
 水車等  
 しらるべし  
 知  
 おこたらす  
 こころにて  
 つとめや  
 かんばしく  
 きねんひわ  
 ひとぞなし  
 はるのあさ  
 あきのよる  
 よものひと

玉置嘉之助撰



2018年11月3日。初めて崇仁地域で開催した第26回東九条マダン。記念すべき一日となった。提供：東九条マダン実行委員会

- 所在地：〒601-8006 京都市南区東九条東岩本町 31 (京都市地域・多文化交流ネットワークセンター内)
- TEL: 075-671-0108 □ FAX: 075-691-7471 □ E-Mail: info@kyotonetworksalon.jp
- 開館時間：9時～17時 □ WEB サイト: http:www.kyotonetworksalon.jp
- JR 京都駅八条口・京阪東福寺駅・市営地下鉄九条駅より徒歩 15 分
- 京都市バス 42・202・207・208 系統 九条河原町より徒歩 10 分/84 系統 河原町東寺道より徒歩 1 分